○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字狩生字孫市一七二四の一、一七二五、二二四三から二二四五まで、字山ノ神一七二七から一七三一まで、一七三三、一七三七、一七三八、二一七七から二一七九まで、二二四二、字広久保一七三二、二二三九から二二四一まで、字下リケ平一七三四から一七三六まで、字近山二一六二、二一六四、二一六七から二一六九まで、字立場二一八〇から二一八三まで、二一八五、字シャレ二一八七、二一八八、字カブシ山二一八九から二一九四まで、字狸岩二一九五、二一九六、字シン無尾二一九九から二二〇三まで、二二〇五から二二〇七まで、字ヘンクリ二二〇八から二二一六まで、二二二六、二二二七、二二二九、二二三一から二二三三まで、字屋敷原二二一七の一、二二一七の二、二二一八から二二二五まで、字クダシ平二二三五、二二三七、二二三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下リケ平一七三六・字山ノ神二一七九・字立場二一八〇・字シャレ二一八八・字カブシ山二一九二・二一九四・字狸岩二一九五・字シン無尾二一九九から二二〇一まで・字ヘンクリ二二一一・二二一三・二二一四・字屋敷原二二二一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字山部字古ヨコイ一七三（次の図に示す部分に限る。）、字ウマコロビ一七四、一八二（次の図に示す部分に限る。）、字スケノ木一七六・一七七・一八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八から一八〇まで、字カバノ塔一八七、一八八、字松ケ平一九四の一、一九四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡田子町大字遠瀬字舘一四の二、二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県黒石市大字袋字白沢六七の二三三、六七の三二六、字兵岩沢九の六・九の七・九の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字貝守字蜂ケ崎四四の一・一一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四一の一、乙七七四一の二、字小平乙七六五四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百七十三号

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省令第十二号）第十二条の規定により公益社団法人立体駐車場工業会会長から登録認証機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第二十一条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

変更に係る登録事項

・認証事務を行う役員の氏名　専務理事　菊地　英一